

鳥取市立日進小学校いじめ防止基本方針

鳥取市立日進小学校
平成26年3月5日策定
平成30年5月1日改定

1 いじめ防止について

(1) いじめに対する基本的な認識

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義された。本校では、このいじめの定義を受け、全ての教職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立つ。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるべく学校・家庭・地域社会その他関係者の連携の下、基本的な方針を定めるものである。

(2) つながる仲間をめざして

①居場所づくり

文字通り、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことが大事である。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくが必要になる。

低学年から、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切である。また、忘れ物をさせない指導も子どもが困らないようにするための場所づくりとして必要となる。

②絆づくりと自己有用感

居場所づくりを進めていく前提で、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする絆づくりを取り入れる。この活動を通して、児童に自己有用感を感じさせたい。しかし、この絆づくりや自己有用感については教師が直接関与したり与えたりすることはできない。だからこそ、場づくりが必要となってくる。これは、教師の働きかけや児童が活躍できる場を準備することを意味する。

③まとめ

こうした①と②の視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことが大事である。よって、学校として、「規律」「学力」「自己有用感」を大切にすることが求められる。基礎的な学力を身につけさせ、認められているという実感を持った子どもに育てていくことがいじめのない学校づくりにつながると考える。

(参考：国研 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」)

2 いじめの未然防止・いじめ発見のために

(1) 校内体制

- ・子どもを語る会を毎月の職員会終了後に開催し、気になる児童の様子を共通理解
- ・毎週水・金曜日の終礼で、日々の子どもの気になる様子を情報共有
- ・Q-U（1年）、アセス（2～6年）の実施と分析・・・6月と11月 年2回
- ・担任との個別面談・・・Q-U、アセス実施後に行う（年2回）
- ・生活（いじめ）アンケート・・・毎月中旬に実施（様式は工夫してマンネリ化を防ぐ）

(2) いじめ発見のための風通しのよい組織づくり

- ・全教職員が「いじめかもしれない」という高い感度をもって児童に接する。
- ・気になったらまず相談（生徒指導主任、学年主任）から・・・の意識をもつ。
- ・日頃から「何でも話せる職員室」の雰囲気醸成に管理職は努める。
- ・特別非常勤講師、ゲストティーチャー等からの情報収集に努める。
- ・児童が教師に相談しない理由として考えられる以下のことを念頭に接し方に工夫をする。

教師に相談しても解決しないとあきらめている。

「あなたにも悪いところがある」と言われたくない。叱られたり責められたりしたくない。

「自分が悪いから、自分が弱いからいじめられても仕方ない」と考えて助けを求めない。

誰も自分のことを理解してくれるとは思えない。

打ち明けることを恥と考える。いじめられるような弱い人間だと思われたくない。

打ち明ければ、いじめが更にひどくなると思っている。

相談したら、親に知らされる。（親には、知られたくない、心配をかけたくない。）

深く心を傷つけられた混乱と恐怖の中で、誰も信用できない。

(3) いじめの積極的な認知

いじめは目につきにくく、判断しにくいことも多いことを前提とし、ささいなことにも常にいじめではないかという疑いの目で的確な関わりをもち、積極的にいじめを認知していく。

すぐに謝罪し良好な人間関係に再び戻ったような事案も情報共有をきちんとし、その後の経過をきちんとみていく。（いじめとして認知するかどうかは、情報をもとに、校長、教頭、生徒指導主任の3者の協議で決定する）

具体的な事例として、以下のような様態はいじめとする。（参考：「鳥取市いじめ防止基本方針」）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずし、集団による無視
- ・軽くでもぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・ものを隠されたり、危険なことをさせられたりする
- ・スマートフォン等の情報端末を使って誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたり写真をアップされたりする。（LINE等SNSの使用については禁止もしくは時間制限等の保護者啓発に努める）

報告・連絡・相談の徹底

まずは教頭（学年主任）へ報告する

(4) いじめ未然防止のための取組

① いじめについての共通理解

- ・児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られる教育活動を推進していくことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組むことを全教職員で共通理解をして取り組む。
- ・いじめはどこでも起こる、だれでも経験しうることであり、それは人間の成長過程で起こりうるものであることを認識し、いじめが発覚した場合、いじめを起こした児童の人格を否定するのではなく、これを成長のきっかけにしてよりよい人格の形成に取り組む。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・「相手の気持ちを考え、行動できる」想像力・行動力の育成に向けて、年間を通じた総合的に全教科・全領域でいじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- ・いじめ防止の視点を、特別の教科道徳及び学級活動、体験活動の年間計画に位置づけ、いじめに関する指導（何がいじめなのか等）を充実させる。（心を育てる）
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、学校における情報モラル教

育にインターネット利用のいじめ防止の視点を盛り込むとともに、いじめ防止の視点で情報モラル教育の保護者啓発をする。

- ③ 自己有用感や自己肯定感の育成
 - ・ 支え合う仲間づくりの育成を図る。
 - ・ 全ての児童の居場所づくりと絆づくりに取り組む。
- ④ 児童・教職員が、自らいじめについて学び、取り組む
 - ・ いじめ防止は、人権を守る取り組みであり、まず教職員の体罰や暴言などはあってはならない。教職員全員参加のいじめ防止等の研修会を実施し、研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指導にあたる。
 - ・ 学級経営について教職員で話し合う中で、児童への対応について助言し合い、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生じないように努める。

3 発見したいじめへの組織的な対応

いじめであることが判断された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をする。また、家庭や市教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を図る。

(1) 校内いじめ事案対応委員会

- ・ いじめであると判断したときの基本的な対応を次のように対応する。

- ① 被害児童の心理面でのケアと聞き取り（同時に）
- ② 加害児童の聞き取り及び指導
- ③ 緊急いじめ事案対応委員会開催の可否
- ④ 今後の指導・援助について協議
- ⑤ 関係保護者への連絡

(2) 重大事態発生時の対応→緊急いじめ事案対策委員会の開催

- ・ 重大事態を次のように定め、下記のように対応する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（欠席が予想される）があると認めるとき

以上の2点を重大事態とする。

< 重大事態発生時の対応内容 >

- ① 的確かつ多面的な情報収集
- ② 緊急いじめ事案対策委員会の開催
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止（いじめ解消の工夫）

【指導・支援の留意点】

- ・ 「暴力を伴ういじめ」は速やかに止める。状況に応じて、他の教員の応援も求める。

- ・生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ・鳥取市教育委員会と連携を図りながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者には、情報の正確さや心情面に十分配慮して報告する。
- ・加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、効果が認められない場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められる場合には、教育委員会と協議し、所轄警察署とも相談して対処する。加害児童の出席停止も視野に入れる。

(3) いじめ発見後のフローチャート

